

# 第1章 総 則

---

---

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

### 1 焼津市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、焼津市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画「原子力災害対策編」に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

### 2 焼津市地域防災計画「共通対策編」等との関係

この計画は、「焼津市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については焼津市地域防災計画「共通対策編」等によるものとする。

### 3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

## 第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

## 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（令和2年2月5日一部改正）を遵守するものとする。

## 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

(原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態)

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

## 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

- ・予防的防護措置を準備する区域  
(P A Z : Precautionary Action Zone)
- ・緊急時防護措置を準備する区域  
(U P Z : Urgent Protective Action planning Zone)

この考え方を踏まえ、本市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、下表のとおりとする。

緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z)
市全域

## 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

### 1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影响を回避し又は最小化するため、及び確率的影响のリスクを低減するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の緊急事態区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・情報収集事態（御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

なお、実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、第3章第4節に示す。

## 2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出された場合、UP Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

# 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、焼津市地域防災計画「共通対策編」第1章第2節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

## 1 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 務
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携 3 管区内防災関係機関との連携 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 5 警察通信の確保及び統制
東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること
東海財務局 (静岡財務事務所)	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整
東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
静岡労働局	1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対する労災保険給付
関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策
中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援
中部地方整備局	直轄国道の通行確保に関すること

中部運輸局	1 各輸送機関との連絡調整 2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請
東京航空局東京空港事務所	上空の飛行規制とその周知徹底
東京管区気象台 (静岡地方気象台)	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	1 海上における緊急時モニタリングの支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 3 海上における救助・救急活動 4 緊急輸送に関すること 5 海上における治安の確保

## 2 自衛隊

機 関 名	所 掌 事 務
陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援 3 避難退域時検査（「避難者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）及び除染の支援

## 3 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	所 掌 事 務
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 地 方 鉄 道 会 社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
中日本高速道路株式会社	1 災害時の輸送路の確保 2 避難退域時検査場所設置への協力
西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取り扱い
株式会社N T T ドコモ東海支社 KDD I 株式会社 ソフトバンク株式会社	通信の確保
日本赤十字社静岡県支部 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施
(独)国立病院機構	国が開設する病院における医療救護の実施
(公社)静岡県放射線技師会	1 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 (一社)静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策

日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報
(一社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 放射線測定機材の提供 4 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療派遣チームの派遣

#### 4 消防機関

機 関 名	所 掌 事 務
志太広域事務組合志太消防本部 (以下「志太消防本部」という。)	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 原子力災害医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力
焼津市消防団	1 住民等の避難誘導 2 情報の伝達及び収集活動

#### 5 静岡県

所 掌 事 務
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 原子力災害医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難等の支援 15 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施 16 原子力災害医療措置 17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 18 汚染飲食物の摂取制限等 19 住民等からの問い合わせ対応 20 放射性汚染物質の除去 21 制限措置の解除 22 所在市（御前崎市をいう。以下同じ。）及び関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町及び磐田市をいう。以下同じ。）の原子力防災対策に対する助言及び協力 23 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 24 国及び関係機関への支援の要請

## 6 静岡県警察本部

所　掌　事　務
1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報
2 立入制限及び交通規制
3 治安の確保

## 7 焼津市

所　掌　事　務
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
2 通信連絡設備等の整備
3 防災対策資機材の整備
4 防災対策資料の整備
5 避難所等の整備
6 災害状況の把握及び伝達
7 市原子力災害警戒本部の設置
8 市原子力災害対策本部の設置
9 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
10 県が行う緊急時モニタリングに対する協力
11 避難の指示及び立入制限
12 避難誘導
13 避難等の実施
14 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力
15 県が行う原子力災害医療措置に対する協力
16 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保
17 汚染飲食物の摂取制限等
18 住民等からの問い合わせ対応
19 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力
20 制限措置の解除
21 県が行う原子力防災対策に対する協力
22 損害賠償請求等に必要な資料の整備
23 県及び関係機関への支援の要請

## 8 原子力事業者（中部電力株式会社）

所　掌　事　務
1 原子力発電所の防災体制の整備
2 原子力発電所の災害予防
3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供
4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練
5 原子力発電所施設内の応急対策措置
6 通信連絡体制の整備
7 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備
8 原子力防災資機材の整備
9 原子力災害活動で使用する資料の整備
10 環境放射線モニタリングの実施
11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
12 避難退域時検査及び除染の実施（県と連携）

- |  |
|--|
| 13 県、所在市、関係周辺市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 |
| 14 放射性物質の除去                            |
| 15 災害の復旧                               |

## 9 自主防災組織

業 務
1 原子力防災に関する知識の習得
2 情報の収集及び伝達活動
3 避難時の集合場所への誘導及び人員の掌握